

令和7年度
見島滞在型観光促進事業
公募型プロポーザル実施要領

一般社団法人萩市観光協会

1. 目的

一般社団法人萩市観光協会では、特定有人国境離島地域である萩市見島地域において、観光資源を生かしながら、「一泊」したいと旅行者に思わせるような地域の魅力の旅行商品化に取り組んでいる。

本事業では、当該地域における滞在時間の延長と誘客促進を図るため、見島地域における滞在型観光ツアープラン（モニターツアーを含む）を2件程度造成することを目的とする。

2. 業務名

令和7年度 見島滞在型観光ツアープラン造成業務

3. 業務内容・業務期間

別紙仕様書のとおり

4. 提案金額の上限

総額 1, 914, 000円

※うちモニターツアーにかかる費用は上限440, 000円

※消費税及び地方消費税、諸経費含む。個人事業主の場合は、源泉徴収税含む。

※提案価格見積書の提出にあたっては、上記の上限額の範囲内において価格を算出すること。見積金額が公告に記載する提案価格の上限額を超える場合については、評価の対象としないため注意すること。

5. プロポーザルの方式

公募型／書類審査のみ

6. 参加資格

プロポーザルの参加資格者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 国及び地方税を滞納していない者であること
- (2) 代表者が被補助人等、制限行為能力者又は破産者でないこと
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- (4) 暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である暴力団等反社会的勢力(暴力団、暴力団関係企業、総会屋等)に属する者(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及び暴力団との密接交際者を含む)でないこと。
- (5) 日本国内に本社もしくは拠点事務所を有し、行政又は民間の事業運営当事者として又はそこからの発注で、全国に及び離島活性事業の実績を有す者であること。

7. 参加表明書及び提出期限および提出方法

(1) 参加表明書（別紙1）提出先及び提出期限

提出先 〒758-0041 山口県萩市江向602 萩市観光協会 担当：世良

提出期限 令和8年1月13日（火）正午必着

(2) 企画提案書（別紙2）提出先及び提出期限

提出先 〒758-0041 山口県萩市江向602 萩市観光協会 担当：世良

提出期限 令和8年1月23日（金）正午必着

(3) 提出書類

ア 参加表明書（別紙1） 1部

イ 事業者概要 1部 ※任意様式（会社パンフレットでも可）

ウ 企画提案書（別紙2） 5部 ※補足資料等の添付も可能とする

企画内容について詳細に記入し、見積書を含めるものとする。

【見積書について】

件名：令和7年度 見島滞在型観光ツアープラン造成業務

宛名：一般社団法人 萩市観光協会

(4) 提出方法

上記提出書類は、持参又は郵送により提出

(5) その他留意事項

ア 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とし、提出された企画提案書等は返却しない。

イ 参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とするとともに、選定の取り消しを行うことがある。

ウ 企画提案書は1者につき1案（ツアープラン2件）とする。

9. 質問事項について

企画提案に関する質問については、下記のとおり電子メールにより行う。受付した質問の回答については、質問者を伏せた形で企画提案書を提出した全ての事業者に電子メールにより通知する。ただし、公平性が確保されない恐れがある場合を除く。

質問事項提出先

①萩市観光協会 電子メールアドレス (info@hagishi.com)

②質問事項提出期限 令和8年1月13日（火）正午まで

③回答日 令和8年1月15日（木）

10. 審査について

(1) 審査方法

提案された企画提案書等に基づいて選定委員において審査を行い、委員全員の評価が最も高い企画提案を行った事業者を当該契約の相手方として決定する。

(2) 審査基準

別紙3「見島滞在型観光促進事業審査基準」による。

(3) その他

①審査結果については、審査終了後、提案者全員に文書で通知する。

(令和8年1月中を予定)

②審査結果に対して異議を申し立てることはできないものとする。

③審査において次のいずれかに該当することが判明した場合は、その提案者は失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

ウ 本実施要綱及び関係法令において違反した場合

11. その他

- ・提案に要した一切の経費は、全て提案者の負担とする。
- ・提出されたすべての書類は、業者選定以外の目的には使用しない。
- ・提出されたすべての書類は、返却しないものとする。
- ・提出された提案内容については、一切開示しない。
- ・提案書を受理した後、提出期限を過ぎてからの提案の追加、修正は認めないものとする。